その届出及び添付書類を縦覧に供 第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。 します。 以下 「法」とい 次のとおり公告し います。 第六条

意見を述べる理由を記載 た書面に、氏名及び住所 日までに奈良県産業部経営支援課に到着するよう提出してください。 なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、 した書面を添えて令和七年十一月十八日から令和八年三月十八 (団体にあっては、 団体名、 代表者の氏名及び所在地) 意見の内容を記載 並びに

令和七年十一月十八日

奈良県知事 山 下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ天理南店

所在地 天理市田井庄町四六〇ほか

一 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の位置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 一五一台

(変更後) 位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 八四台

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 八八台

(変更後) 位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 五〇台

三 変更年月日

令和八年六月三十日

四 届出年月日

令和七年十月二十九日

五 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

六 縦覧期間

きます。 る条例(平成元年三月奈良県条例第三十二号)第一条第一項に規定する県の休日を除 令和七年十一月十八日から令和八年三月十八日まで。ただし、奈良県の休日を定め

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで